平成２２年（フ）第５９９号
高知市薊野南町19番６号　美咲荘３Ｆ１号
債務者　今田　千寿
1　決定年月日時　平成22年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１１３号
福岡県直方市大字上新入1886番地11
債務者　松井　一成（旧姓工藤・谷口）
1　決定年月日時　平成22年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２２年（フ）第１１４号
福岡県宮若市龍徳８番地113
債務者　友松　律子
1　決定年月日時　平成22年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２２年（フ）第８０号
佐賀県唐津市厳木町中島1375番地１　中島市営住宅７号
債務者　白水小夜子
1　決定年月日時　平成22年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２２年（フ）第４８１号
奈良市古市町1266番地の８　第10号市営住宅130号
債務者　柿本　正巳
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第６８８号
熊本県上天草市大矢野町中7511番地
債務者　池田　篁嗣
1　決定年月日時　平成22年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第７３０号
熊本県宇城市小川町西北小川371番地２　沢本アパート203号
債務者　岩岡　真紀
1　決定年月日時　平成22年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第２３４号
富山市水橋中村町２番地２　市営住宅２棟103号
債務者　福永　聖子
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２３９号
富山市高島77番地６
債務者　中口　位子
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２４６号
富山市馬瀬口１番地　市営住宅113号
債務者　沢崎　理恵
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２２３号
神奈川県横須賀市鷹取２丁目10番１号　パビオンK101
債務者　戸次ミチオこと　ＴＯＴＳＵＧＵＩ　ＲＯＤＲＩＧＯ　ＭＩＴＩＯ
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第２４０号
神奈川県横須賀市平和台３番24―３号
債務者　小川　一也
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第２４５号
神奈川県横須賀市田戸台39番地、住民票上の住所神奈川県横須賀市汐見台２丁目９番３号汐見荘101
債務者　福冨　一弘
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第２４６号
神奈川県横須賀市坂本町１丁目６番地２　プランヴェールⅢ号棟810
債務者　中村由美子
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第１９８号
神奈川県横須賀市本町１丁目19番地３　クリオ横須賀本町905石田方
債務者　内島　宏有（旧姓松浦）
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第２３３号
神奈川県逗子市山の根１丁目５番13号
債務者　中川　一平
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第２０９０号
名古屋市北区上飯田西町３丁目８番地の７マルミ荘301号
債務者　小林　立人
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６５７号
埼玉県川越市新宿町６丁目31番地22　アーベイン川越新宿503号室
債務者　椙山　史江
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部